二　申請者が個人である場合にあつては、次に掲げる書類

イ・ロ　（略）

ハ　申請者が未成年者で船員派遣事業に関し営業の許可を受けていない場合にあつては、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類

(1)　当該申請者の法定代理人が個人である場合　当該法定代理人の住民票の写し及び履歴書並びに当該法定代理人の精神の機能の障害に関する医師の診断書（当該法定代理人が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合に限る。）

(2)　当該申請者の法定代理人が法人である場合　当該法定代理人に係る前号イからニまでに掲げる書類（法定代理人の役員が未成年者で船員派遣事業に関し営業の許可を受けていない場合にあつては、当該役員の法定代理人（法人に限る。）に係る同号イからニまでに掲げる書類又は当該役員の法定代理人（個人に限る。以下この(2)において同じ。）の住民票の写し及び履歴書並びに当該役員の法定代理人の精神の機能の障害に関する医師の診断書（当該役員の法定代理人が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合に限る。）を含む。）

（削る）

ニ　前号ヘ及びチからヌまでに掲げる書類

3　（略）

（法第六十条に関する事項）

第二十七条　（略）

2　（略）

3　法第六十条第五項において準用する法第五十五条第三項の国土交通省令で定める書類は、次のとおりとする。

一　申請者が法人である場合にあつては、第二十五条第二項第一号に掲げる書類（同号ハ及びリに掲げる書類を除く。）

二　申請者が個人である場合にあつては、第二十五条第二項第一号ヘ、チ及びヌ並びに同項第二号ロ及びハに掲げる書類

4　（略）

（法第六十一条に関する事項）

第二十八条　（略）

2　法第六十一条第一項の規定による届出のうち、事業所の新設に係る変更の届出を行う場合には、前項の船員派遣事業変更届出書には、法人にあつては当該新設する事業所に係る第二十五条第二項第一号ヘ及びチからヌまでに掲げる書類を、個人にあつては当該新設する事業所に係る同項第二号ニに掲げる書類を、事業所の新設に係る変更の届出以外の届出を行う場合には、前項の船員派遣事業変更届出書又は船員派遣事業変更届出書及び許可証書換申請書には、第二十五条第二項に規定する書類のうち当該変更事項に係る書類（事業所の廃止に係る変更の届出にあつては、当該廃止した事業所に係る許可証）を添付しなければならない。

二　申請者が個人である場合にあつては、次に掲げる書類

イ・ロ　（略）

ハ　申請者が未成年者で船員派遣事業に関し営業の許可を受けていない場合にあつては、その法定代理人の住民票の写し及び履歴書

（新設）

（新設）

ニ　申請者が未成年者で船員派遣事業に関し営業の許可を受けていない場合にあつては、その法定代理人の精神の機能の障害に関する医師の診断書（当該法定代理人が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合に限る。）

ホ　前号ト及びリからルまでに掲げる書類

3　（略）

（法第六十条に関する事項）

第二十七条　（略）

2　（略）

3　法第六十条第五項において準用する法第五十五条第三項の国土交通省令で定める書類は、次のとおりとする。

一　申請者が法人である場合にあつては、第二十五条第二項第一号に掲げる書類（同号ハ及びヌに掲げる書類を除く。）

二　申請者が個人である場合にあつては、第二十五条第二項第一号ト、リ及びル並びに同項第二号ロからニまでに掲げる書類

4　（略）

（法第六十一条に関する事項）

第二十八条　（略）

2　法第六十一条第一項の規定による届出のうち、事業所の新設に係る変更の届出を行う場合には、前項の船員派遣事業変更届出書には、法人にあつては当該新設する事業所に係る第二十五条第二項第一号ト及びリからルまでに掲げる書類を、個人にあつては当該新設する事業所に係る同項第二号ホに掲げる書類を、事業所の新設に係る変更の届出以外の届出を行う場合には、前項の船員派遣事業変更届出書又は船員派遣事業変更届出書及び許可証書換申請書には、第二十五条第二項に規定する書類のうち当該変更事項に係る書類（事業所の廃止に係る変更の届出にあつては、当該廃止した事業所に係る許可証）を添付しなければならない。